



2024年度

2024年5月1日 午後4時 ▶ 2025年5月1日 午後4時

公民館 総合補償制度のご案内

●参加人数や行事回数にかかわらず、掛金は定額、加入手続きは年1回!



このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「公民館総合補償制度の手引き」をご覧ください。また、ご不明な点については、裏面記載のエコー総合補償サービス株式会社または損害保険ジャパン株式会社までお問い合わせください。

1 行事傷害補償制度

公民館行事参加者等の補償対象者が急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、公民館が補償をする場合に、ご加入タイプに応じた保険金をお支払いします。また、疾病や特定災害に対する見舞金制度もセットされています。

保 険

- 公民館行事^{※1}参加者のケガを補償
- 公認サークル活動中のケガやボランティア活動中のケガを補償



- 公民館利用者のケガを補償



- 行事往復途上のケガを補償^{※2}
- 行事の事前練習や事前準備、後片付けでのケガを補償



- 上記ケガによる死亡、後遺障害、入院、手術、通院に対して保険金をお支払いします。
- 入院、通院1日目からお支払いします。
- 熱中症や食中毒も補償対象です。

- ※1 主催または共催する行事が対象です。
- ※2 行事往復途上のケガを補償するには公民館が事前に名簿で参加者を把握している必要があります。

見舞金制度

- 公民館行事参加中や公民館利用中等に発症した疾病^{※1}に対して、死亡弔慰金^{※2}、入院見舞金^{※3、4}をお支払いします。



- 特定災害^{※1}により公民館建物^{※2}やその収容動産^{※3}に損害が発生した場合に、見舞金をお支払いします。



- ※1 既往症の有無は問いません。特定傷害(一酸化炭素中毒等)を含みます。
- ※2 発症場所で死亡した場合や、直接病院へ搬送され入院し、退院することなく90日以内に当該疾病により死亡した場合にお支払いします。
- ※3 発症場所から直接病院へ搬送され入院した場合にかぎり、入院1日目からお支払いします。
- ※4 入院1日目からお支払いします。

- ※1 右ページに掲げた特定の災害(①～⑩)にかぎり、地震、津波、噴火に起因する場合は対象外です。
- ※2 同一構内にある公民館建物本体・付属設備とその付属建物、屋外設備、門、塀、垣根等をいいます。
- ※3 通貨、預貯金証書、印紙、切手、貴金属等を除きます。

2 賠償責任補償制度

公民館施設・設備等[※]の欠陥や公民館の業務遂行上の過失によって事故が発生し、第三者にケガをさせたり、財物を損壊したことにより、公民館に法律上の賠償責任が生じた場合、支払う損害賠償金を保険金額を限度としてお支払いします。

※施設にある昇降機(エレベーター、エスカレーター)の所有、使用、管理に起因する賠償責任も含みます。

■公民館が使用または管理する財物の賠償事故、公民館が提供または販売する飲食物・商品に起因する事故などは対象になりません。

保 険

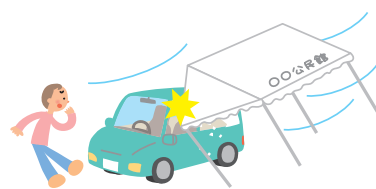
- 公民館施設・設備の構造上の欠陥や不備による事故



補償例

子どもが公民館の階段の手すりの隙間から落ちてケガをし、公民館施設の欠陥が原因として賠償を求められた。

- 公民館業務遂行中・行事での不注意による事故



補償例

公民館行事でテントの張り方が悪く風で飛ばされ、来場者の車を破損し公民館が賠償を求められた。

3 職員災害補償制度

公民館業務従事者が公民館業務遂行中(通退勤途中を含みます。)に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、ご加入タイプに応じた保険金をお支払いします。また、疾病や業務外のケガなどに対する見舞金制度もセットされています。

保 険

- 公民館職員、公民館事業や業務に携わる方の公民館業務中^{※1}のケガを補償



- 上記ケガによる死亡、後遺障害、入院、手術、通院に対して保険金をお支払いします。
- 入院、通院1日目からお支払いします。

- ※1 日本国内・国外を問わず業務中を補償します。

見舞金制度

- 疾病^{※1}や業務外のケガ、業務中の地震によるケガに対して、死亡弔慰金^{※2}や入院見舞金^{※3}をお支払いします。



- ※1 業務中業務外を問わず24時間補償、既往症の有無は問いません。特定傷害(一酸化炭素中毒等)を含みます。
- ※2 補償期間内に死亡した場合(補償期間内に入院を開始し退院することなく90日以内に当該傷病により死亡した場合を含みます。)、お支払いします。
- ※3 入院1日目からお支払いします。

■賠償責任補償制度と職員災害補償制度は、任意加入です。行事傷害補償制度にプラスしてご加入ください。ただし、特にご希望の場合は、職員災害補償制度のみに加入することもできます。賠償責任補償制度のみに加入することはできません。

補償額と年間掛金（保険期間1年）

▶ 行事傷害補償制度 災害補償保険（公民館災害補償特約・熱中症危険補償特約セット）＋見舞金制度

タ イ プ			S 型	M 型	L 型	O 型	
保 険	保険金額	死亡※1・後遺障害※2	500万円	650万円	850万円	1,000万円	
		入院(1日あたり)※3	2,600円	3,900円	5,300円	6,500円	
		手術	入院中の手術：入院保険金日額の10倍、外来の手術：入院保険金日額の5倍				
		通院(1日あたり)※5	1,200円	1,800円	2,500円	3,000円	
見舞金制度	見 舞 金	疾病死亡弔慰金(疾病、特定傷害)	10万円	10万円	10万円	10万円	
		疾病入院見舞金(疾病、特定傷害) (1日あたり)	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円	
		※支払限度額は10万円。同一補償対象者は1回まで。					
		特定災害見舞金	①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④建物外部からの物体の 落下・飛来・衝突・接触・倒壊 ⑤盗難 ⑥水災 ⑦風災 ⑧雹災 ⑨雪災 ⑩①～⑨の複合災害	5万円	6万円	8万円	10万円
		公民館建物およびその収容動産が、左記①～⑩の災害によって 10万円以上の損害を被った場合に見舞金をお支払いします。					
1公民館あたりの 年間掛金 *掛金のうち◇内の 金額が保険料 (単位：円)です。	世帯 数 区 分	A	1001世帯以上	81,000円 ◇72,500	114,000円 ◇100,900	153,000円 ◇137,500	189,000円 ◇168,700
		B	501～1000世帯	69,000円 ◇61,800	96,000円 ◇85,000	132,000円 ◇118,700	165,000円 ◇147,300
		C	301～500世帯	57,000円 ◇51,000	78,000円 ◇69,100	108,000円 ◇97,100	135,000円 ◇120,400
		D	201～300世帯	42,000円 ◇37,700	60,000円 ◇53,100	81,000円 ◇72,800	102,000円 ◇91,100
		E	101～200世帯	30,000円 ◇26,900	42,000円 ◇37,200	57,000円 ◇51,200	72,000円 ◇64,300
		F	100世帯以下	21,000円 ◇18,800	30,000円 ◇26,600	39,000円 ◇35,000	51,000円 ◇45,400

▶ 賠償責任補償制度 賠償責任保険（施設所有管理者特約・昇降機特約セット）

タ イ プ			A 型	B 型	C 型	D 型	E 型
保 険	保険金額(1事故あたり)*		5,000万円	1億円	2億円	3億円	5億円
	事故対応特別費用		保険期間中を通じ、1,000万円限度				
	被害者対応費用	対人見舞費用	死亡の場合：1名10万円限度 死亡以外の場合：1名2万円限度				
		対物臨時費用	1名2万円限度				
		1 事故・保険期間中を通じ、対人見舞費用と対物臨時費用の合計で1,000万円限度					
1 公民館あたりの年間掛金 * 掛金の全額が保険料です。			3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円

※1回の事故について、身体賠償と財物賠償のお支払保険金は、合計して保険金額を限度とします。 * 自己負担額(免責金額)はありません。

▶ 職員災害補償制度 傷害総合保険[就業中のみの危険補償特約・入院保険金支払限度日数変更特約(支払限度日数180日)セット]＋見舞金制度

タ イ プ			A 型	B 型	C 型	D 型	E 型
保 険	保険金額	死亡※1・後遺障害※2	300万円	505万円	715万円	860万円	1,040万円
		入院(1日あたり)※4	2,200円	3,200円	4,300円	5,200円	6,300円
		手術	入院中の手術：入院保険金日額の10倍、外来の手術：入院保険金日額の5倍				
		通院(1日あたり)※6	1,100円	1,600円	2,100円	2,600円	3,200円
見 舞 金 制 度	見 舞 金	死亡弔慰金(疾病、特定傷害、業務外のケガ、業務中の地震によるケガ)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
		入院見舞金(疾病、特定傷害、業務外のケガ、業務中の地震によるケガ) (1日あたり)	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円
		※支払限度額は10万円					
1名あたりの年間掛金 *掛金のうち〈 〉内の金額が保険料(単位：円)です。			2,700円 〈1,940〉	4,200円 〈3,010〉	5,500円 〈4,110〉	6,700円 〈5,000〉	8,000円 〈6,090〉

* 保険料については、団体割引25%、過去の損害率による割引15%を適用しています。

* 1公民館で複数の方がご加入の場合、原則として全員同じタイプでご加入ください。掛金×人数が合計掛金となります。

<行事傷害補償制度および職員災害補償制度の保険のご注意>

- ※1 死亡保険金は、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、お支払いします。
- ※2 後遺障害保険金は、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。
- ※3 (行事傷害)入院保険金は、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対しお支払いします。
- ※4 (職員災害)入院保険金は、事故発生日からの期間にかかわらず、入院日数に対し180日を限度としてお支払いします。
- ※5 (行事傷害)通院保険金は、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し90日を限度としてお支払いします。
- ※6 (職員災害)通院保険金は、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し90日を限度としてお支払いします。

■ 行事傷害補償制度と職員災害補償制度は、保険と見舞金制度を組み合わせたものです。年間掛金と◇内の保険料との差額は、見舞金制度の掛金です。

公民館総合補償制度の特長

本制度は、公益社団法人 全国公民館連合会（全公連）の制度です。全公連が運営する公民館見舞金制度に団体保険契約を組み合わせたものです。

(1) 補償範囲や対象者が広い制度です。

- 公民館や類似公民館の専用の制度で、安心して公民館活動を行っていただけるよう幅広い補償になっています。

★行事傷害補償制度のここがおすすめ★

- 日本国内であれば行事の場所は問いません。※別に定める危険な運動中等は対象外です。
- 行事参加者や公民館利用者の居住地は問いません。
- 公民館の公認サークル活動参加者や有償・無償を問わず公民館ボランティアや講師も補償します。
- 公民館が他の団体等の行事に派遣する行事の参加者も補償します。
- 宿泊を伴う行事も対象です。
- 熱中症や食中毒も補償対象です。

(2) 年1回の手続きで安心です。

- 年1回の手続きで年間の主催、共催行事が対象になり、個別の行事の通知は不要です。うっかりして保険の手配を忘れる心配がありません。

(3) 掛金の割引制度もあります。

- 同一市町村内で10館以上まとめて加入されると、行事傷害補償制度掛金に割引が適用できます。
- 職員災害補償制度には、団体割引25%、過去の損害率による割引15%を適用しています。

加入できる施設等

- 社会教育法に定める公民館および公民館類似施設、また公民館に準ずるものとして全公連が加入を認めたその他の施設等は、名称を問わずご加入いただけます。
- 指定管理者制度を導入された施設もご加入いただけます。

加入単位

- 中央公民館、地区館、分館、自治館等の呼称を問わず、加入は1施設単位となります。

補償期間(保険期間)と中途加入

- 毎年5月1日午後4時から翌年5月1日午後4時までの1年間を補償期間(保険期間)とします。
- 毎月1日より中途加入することができます。中途加入の掛金は、月割計算となります。
- 中途加入のお申込みは、エコー総合補償サービスにご連絡ください。

※このご案内は、本制度の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては『公民館総合補償制度の手引き』をご覧ください。

また、本制度全般についてのお問い合わせ、資料請求等は、下記エコー総合補償サービスまたは損保ジャパンまでお寄せください。

■制度提供



公益社団法人 全国公民館連合会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-8 TEL 03-3501-9666

■引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

営業開発部第三課（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3820

■取扱代理店(お問い合わせ・資料請求先)

エコー総合補償サービス株式会社

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-6-9
TEL 03-5209-6620 FAX 03-5209-6621
(受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで)

*お問い合わせ・お申込み等は、下記のお客さま専用ダイヤルをご利用ください。

エコー総合補償サービス(株) お客さま専用ダイヤル(通話料無料、携帯・PHSからでもご利用になれます。)

TEL: 0120-636-717 FAX: 0120-226-916